

## 倫理綱領

### 前文

障害のある人が、地域社会の一員として、豊かな人生を送ることができるよう支援することが私たち作業所職員の責務です。そして、私たちの仕事は直接利用者の生活に関わるヒューマンサービスであり、利用者人間としての尊厳や主体性は職員の姿勢に大きく左右されます。

私たちはこのことを重く受け止め、確固たる倫理観をもって誠実に使命を果たすために、職員倫理綱領を定め職員の規範とします。

### 第一条 【生命の尊厳】

私たち職員は、利用者の生命・身体の安全及び自由に対する権利を最大限に尊重し、利用者をかけがえのない存在として大切にします。

### 第二条 【基本的人権の擁護】

私たち職員は、出自、性別、年齢、障害、性格、行動その他いかなる理由によっても差別せず、基本的人権を尊重し擁護します。

### 第三条 【体罰の禁止】

私たち職員は、いかなる場合も威圧的にならず、暴力、暴言は行いません。また、関係者や同僚、他からの人権侵害に対しても毅然として対応します。

### 第三条 【自立への援助】

私たち職員は、利用者自らが選択、決定したことを最大限尊重し、自立に向けた積極的な援助を行うよう努めます。

### 第四条 【個人の尊重】

私たち職員は、利用者一人ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊び、利用者が安心と誇りを持って暮らせる作業所の環境をつくれます。

### 第五条 【財産とプライバシーの保護】

私たち職員は、利用者のプライバシーの保護・秘密の保持・金品財産の適切な管理に配慮します。

### 第六条 【地域社会への働きかけ】

私たち職員は、利用者が地域社会の一員として生活していくために、利用者の社会参加や地域交流を図り、地域住民の理解・協力を得られるように地域社会に積極的に働きかけます。

### 第七条 【苦情の解決】

私たち職員は、利用者の不服・苦情について真摯に傾聴し、常に作業所のあり方を点検しながら解決に努めます。

#### 第八条 【専門的な支援】

私たち職員は、援助者として必要な専門的知識・技術・価値観を向上させるよう日々研鑽に努め、利用者が健全で充実した人生が送れるよう支援し続けます。

### 職員の行動基準

1. 利用者に対する体罰は絶対に行いません。  
(体罰とは殴る、叩く、蹴る、正座をさせる、拘束する等の肉体的苦痛や大声での威圧、相手を傷つける言葉、無視する等の精神的苦痛も含む。)
2. 利用者に対して命令的、威圧的な態度及び言動で接しません。
3. 利用者に対して「～しないと～してあげない」というような脅迫的な対応はしません。
4. 作業所の日課や活動の予定、行事等の計画は十分に利用者が理解できるように説明し、納得や同意を得るように心がけます。
5. 授産活動は、可能な限りひとりひとりの利用者の好み・興味関心や能力に合わせて作業種を選定し、また工程分析や自助具を開発することにより利用者が主体的に作業に取り組めるよう常に工夫します。
6. 利用者の呼び捨てや本人が望まない呼称は厳に慎み、呼称は「～さん」を基本とします。
7. 職員側に非があった場合は、必ず利用者に謝ります。
8. 利用者が事故にあわないように、危険個所の修繕・危険物の除去・機械や道具の正しい使用の指導など生活や作業の安全な環境を整備します。
9. 傷病者が発生した場合は直ぐに医師の診察を受けるか、指示を仰ぎ、適切に対処します。
10. 利用者と交わした約束は必ず守ります。
11. 利用者の主体性を尊重し、出来るだけ利用者の希望・要望を取り入れるよう心がけます。
12. 作業所外の人達との交流を通して、より豊かな人間性や社会的マナーを養う機会を提供します。
13. 地域生活を送るために必要な時に適切な社会的支援が提供されるよう、地域の関係機関や社会資源と常に連携を密にとり、必要な情報の提供やケアマネジメントのサービスができるよう心がけます。
13. 保護者や行政機関には、定期的、また状況に応じて連絡を密にとり、連携を図るよう努めます。

この行動基準は、利用者の生活水準の向上、職員のあり方を反映していくものと定期的に見直します。